

# 宅地建物取引業免許の概要と流れ

## 宅建業の知事免許の申請

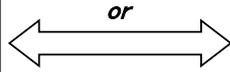
(事務所が県内のみ)  
(標準処理日数30日)

- ・申請先: 石川県建築住宅課(協会経由も可)
- ・申請料: (新規、更新とも)33,000円(県証紙)
- ・提出部数: 正1部、副2部(計3部)
- ・有効期間5年
- ・免許基準(法第5条)
- ・必要な宅建建物取引士の数(法第31条)

## 宅建業の大臣免許の申請

(事務所が複数県にある場合)

- ・申請先: 北陸地方整備局 建設部 不動産業課
- ・申請料: (新規)90,000円※1、(更新)33,000円※2
- ※1: 新潟税務署、日銀(代理店)、郵便局へ登録  
免許税を納付(納付書の写しを5面に添付)
- ※2: 収入印紙を申請書5面に貼り付け
- ・提出部数: (郵送の場合)  
正1部、副2部(計3部)  
返信用封筒(宛先記載・切手貼付)※3
- (電子申請の場合)  
国土交通省ホームページを参照
- ・有効期間5年
- ・免許基準(法第5条)



※ 免許の更新申請は、有効期間満了日の90日～30日前迄に申請すること。(規則第3条)

免許申請

申請書の審査  
免許証の作成

免許通知(ハガキで通知)

保証協会への加入  
又は  
営業保証金を法務局へ直接供託

※ 保証協会加入: 本店60万円、支店30万円/店  
営業保証金の直接供託: 本店1000万円、支店500万円/店

営業保証金供託済書又は分担金納付証明書(保証協会加入)を建築住宅課へ提出

宅地建物取引業者免許証を交付

※3: 地方整備局から副本1部が返送されるので、協会へ提出(申請者控えが必要な場合は写しをとること)